

# 資料編



群馬県環境審議会 委員

(計画策定時)

職	氏名	所属等
会長	板橋 英之	群馬大学大学院理工学府教授
副会長	田中 恒夫	前橋工科大学工学部教授
副会長	西村 淑子	群馬大学社会情報学部教授
委員	赤石 紀子	上毛新聞社編集局次長
委員	飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	伊藤 司	群馬大学大学院理工学府准教授
委員	宇田 和子	高崎経済大学地域政策学部准教授
委員	大澤 真奈美	群馬県立県民健康科学大学看護学部教授
委員	片岡 美喜	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	神戸 ひとみ	南牧村森林組合参事
委員	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府教授
委員	土倉 泰	前橋工科大学工学部教授
委員	萩原 香	(公募委員)
委員	林 康夫	J A群馬中央会副会長理事
委員	笛木 京子	環境カウンセラーズぐんま
委員	丸山 真一	群馬大学大学院理工学府教授
委員	宮里 直樹	群馬工業高等専門学校環境都市工学科准教授
委員	宮田 よし子	群馬県消費者団体連絡会副会長
委員	村田 貴朗	(公募委員)
委員	山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授
委員	横山 公一	沼田市長
委員	吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員
委員	和佐田 なつ江	伊勢崎商工会議所女性会顧問
専門委員	西蘭 大実	群馬大学共同教育学部教授

(令和4年3月変更時)

職	氏名	所属等
会長	板橋 英之	群馬大学大学院理工学府教授
副会長	田中 恒夫	前橋工科大学工学部教授
副会長	西村 淑子	群馬大学情報学部教授
委員	飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	伊藤 司	群馬大学大学院理工学府准教授
委員	梅山 さやか	(公募委員)
委員	大澤 真奈美	群馬県立県民健康科学大学看護学部教授
委員	神戸 ひとみ	南牧村森林組合参事
委員	齋藤 英子	(公募委員)
委員	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府教授
委員	須田 聡子	上毛新聞社総務局総務部次長
委員	土倉 泰	前橋工科大学工学部教授
委員	野原 多香子	群馬県消費者団体連絡会副会長
委員	林 康夫	J A群馬中央会副会長理事
委員	笛木 京子	環境カウンセラーズぐんま
委員	星野 稔	沼田市長
委員	丸山 真一	群馬大学大学院理工学府教授
委員	宮崎 沙織	群馬大学共同教育学部准教授
委員	宮里 直樹	群馬工業高等専門学校環境都市工学科准教授
委員	山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授
委員	吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員
委員	和佐田 なつ江	伊勢崎商工会議所女性会顧問
専門委員	西園 大実	群馬大学名誉教授

(令和8年3月中間見直し時)

職	氏名	所属等
会長	西村 淑子	群馬大学情報学部教授
副会長	土倉 泰	前橋工科大学工学部教授
副会長	宮里 直樹	群馬工業高等専門学校環境都市工学科教授
委員	阿久津 さとみ	烏川流域森林組合係長
委員	飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	伊藤 司	群馬大学大学院理工学府准教授
委員	鵜崎 賢一	群馬大学大学院理工学府准教授
委員	大澤 真奈美	群馬県立県民健康科学大学看護学部教授
委員	大平 真紀子	生活協同組合パルシステム群馬理事長
委員	須田 聡子	上毛新聞社経営企画室室長
委員	谷村 嘉恵	群馬工業高等専門学校環境都市工学科教授
委員	笛木 京子	環境カウンセラーズぐんま
委員	丸山 真一	群馬大学大学院理工学府教授
委員	宮崎 沙織	群馬大学共同教育学部准教授
委員	山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授
委員	吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員
委員	天笠 淳家	J A群馬中央会副会長理事
委員	星野 美価	前橋商工会議所女性会理事
委員	星野 稔	沼田市長
委員	梅山 さやか	(公募委員)
委員	富岡 賢洋	(公募委員)
委員	高木 優羽	(公募委員)
委員	田中 美咲	(公募委員)
専門委員	板橋 英之	群馬大学大学院理工学府教授
専門委員	西園 大実	前橋工科大学理事長

(計画策定時)

群馬県循環型社会づくり推進県民会議 委員

職	氏名	所属等 (令和2年度時点)
会長	西薊 大実	群馬大学共同教育学部教授
副会長	清水 武明	高崎経済大学地域政策学部名誉教授
委員	内山 恵子	環境カウンセラーズぐんま副会長
委員	大竹 恵子	群馬県地域婦人団体連合会副会長
委員	倉林 薫	前橋市環境部ごみ減量課長
委員	栗田 宜彰	一般社団法人群馬県経営者協会 環境・CSR委員会副委員長
委員	栗原 弘明	千代田町建設環境課長
委員	後藤 康子	群馬県商工会議所女性会連合会副会長
委員	佐伯 一	公益社団法人群馬県環境資源創生協会理事
委員	宮田 よし子	群馬県消費者団体連絡会副会長

群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 委員

(令和4年3月変更時)

職	氏名	所属等
部会長	西薊 大実	群馬大学共同教育学部教授
委員	赤石 紀子	上毛新聞社編集局次長
委員	田中 恒夫	前橋工科大学工学部教授
委員	林 康夫	J A 群馬中央会副会長理事
委員	宮田 よし子	群馬県消費者団体連絡会副会長
委員	山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授
委員	和佐田 なつ江	伊勢崎商工会議所女性会顧問

(令和8年3月中間見直し時)

職	氏名	所属等
部会長	西藺 大実	前橋工科大学理事長
委員	須田 聡子	上毛新聞社経営企画室室長
委員	谷村 嘉恵	群馬工業高等専門学校環境都市工学科教授
委員	山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授
委員	大平 真紀子	生活協同組合パルシステム群馬理事長
委員	天笠 淳家	JA 群馬中央会副会長理事

## 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画 策定・変更の経緯

- 1 群馬県循環型社会づくり推進計画の策定（平成 23 年 3 月）
- 2 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画の策定（平成 28 年 3 月）
- 3 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画の策定（令和 3 年 3 月）

（平成 30 年度）

平成 31 年 3 月 群馬県廃棄物実態調査 実施  
3 月 循環型社会づくりに関する県民等意識調査 実施

（平成 31／令和元年度）

令和 元年 9 月 13 日 第 1 回群馬県循環型社会づくり推進県民会議 開催  
11 月 5 日 第 2 回群馬県循環型社会づくり推進県民会議 開催  
11 月 19 日 第 43 回群馬県環境審議会 開催（諮問）

（令和 2 年度）

令和 2 年 11 月 10 日 第 1 回群馬県循環型社会づくり推進県民会議 開催  
11 月 17 日 第 45 回群馬県環境審議会 開催  
令和 3 年 1 月 26 日 パブリックコメント 募集（～2 月 24 日）  
1 月 27 日 第 2 回群馬県循環型社会づくり推進県民会議 開催  
2 月 1 日 第 46 回群馬県環境審議会 開催  
2 月 1 日 廃棄物処理法に基づく市町村意見聴取 実施  
3 月 11 日 群馬県議会環境農林常任委員会 計画（案）説明  
3 月 29 日 第 47 回群馬県環境審議会（答申）

- 4 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画の変更（令和 4 年 3 月）

令和 3 年 11 月 19 日 第 48 回群馬県環境審議会 開催（諮問）  
令和 4 年 1 月 28 日 第 1 回群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 開催  
1 月 31 日 パブリックコメント 募集（～3 月 1 日）  
2 月 2 日 廃棄物処理法及び海岸漂着物処理推進法に基づく市町村意見聴取 実施  
3 月 10 日 群馬県議会環境農林常任委員会 計画（案）説明  
3 月 15 日 群馬県環境審議会 答申

5 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画の中間見直し（令和8年3月）

- 令和7年6月23日 第55回群馬県環境審議会 開催（諮問）
- 8月5日 第1回群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 開催
- 10月27日 第2回群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 開催
- 12月18日 第3回群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 開催
- 12月26日 パブリックコメント 募集（～1月25日）
- 令和8年1月23日 第57回群馬県環境審議会 開催
- 2月13日 廃棄物処理法及び海岸漂着物処理推進法に基づく市町村意見聴取 実施
- 2月13日 群馬県環境審議会（答申）
- 3月10日 群馬県議会環境農林常任委員会 計画（案）説明

## 用語の定義

### 循環型社会づくりに関する用語の定義

項 目	定 義
最終処分	<p>廃棄物を最終的に処分すること。廃棄物処理は、収集・運搬された後、直接埋立てされる場合と、焼却などの中間処理を経て最終処分される場合がある。最終処分は、廃棄物を「最終的に自然に還元するプロセス」（旧厚生省）であり、その方法には埋立て処分と海洋投棄がある。</p> <p>そのうち海洋投棄は埋め立てが困難な場合にのみ行うべきものとされているため、最終処分のほとんどは埋立て処分によって行われている。</p>
循環型社会	<p>廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会</p>
循環利用率	<p>国の循環型社会形成推進基本計画で採用した指標</p> $\text{循環利用率} = \text{循環利用量} \div (\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量})$ <p>※ 循環利用量 + 天然資源等投入量 = 総物質投入量</p>
3 R (スリーアール)	<p>リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つの頭文字をとったもの</p>
5 R (ゴアール)	<p>3 Rにリフューズ (Refuse)、リスペクト (Respect) を追加して呼称しているもの</p>
リデュース (Reduce)	<p>発生抑制または排出抑制 (物を大切に使い、ごみを減らすこと)</p>
リユース (Reuse)	<p>再使用または再利用 (使える物は、繰り返し使うこと)</p>
リサイクル (Recycle)	<p>再生利用 (廃棄物を資源として再び利用すること)</p>
リフューズ (Refuse)	<p>ごみになるものを受け取らないこと</p>
リスペクト (Respect)	<p>ものに対して敬意をあらわすこと</p>

一般廃棄物処理の状況に関する用語の定義

項 目	定 義
一般廃棄物	日常生活に伴って排出されるごみやし尿。廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。一般廃棄物は、家庭から排出される生活系一般廃棄物と、事業場から排出される事業系一般廃棄物の2種類に分けられる。
総排出量	総収集量と集団回収量の合計。
総収集量	計画収集量と直接搬入量の合計。
計画収集量	一般廃棄物のうち、市町村が収集するごみの量。
直接搬入量	市町村の処理施設に排出者などが直接持ち込むごみの量。
集団回収量	市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体等によって回収された資源物（紙類・布類・金属類・びん類等）の量。
1人1日当たり排出量	1人が1日当たりに排出するごみの量。総排出量を総人口と年間日数で割り算出する。大きく生活系ごみと事業系ごみに分かれる。 (1人1日当たり排出量＝総排出量÷総人口÷365 又は 366)
家庭系ごみ排出量	生活系ごみから集団回収量と資源ごみの量を除いた、家庭から排出されるごみの量。
1人1日当たりのごみ焼却量	1人が1日当たりに排出するごみのうち、焼却施設で直接焼却処理される量。直接焼却量を総人口と年間日数で割り算出する。 (1人1日当たりのごみ焼却量＝直接焼却量÷総人口÷365 又は 366)
焼却以外の中間処理施設での処理量	粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、高速堆肥化施設、ごみ燃料化施設等で処理した量。
資源化量	中間処理後再生利用量(資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、再利用できるものを回収し資源化した量)と直接資源化量(中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量)の合計。
再生利用率	総排出量に占める再生利用量(資源化量と集団回収量の合計)の割合。
最終処分量	廃棄物を、中間処理したものも含めて、埋立処分した量。排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。

産業廃棄物処理の状況に関する用語の定義

項 目	定 義
汚泥	<p>泥状の廃棄物の総称で、産業廃棄物の一つの種類。有機質の有無で有機汚泥と無機汚泥、さらには、これらの混合汚泥に分けられる。廃水汚泥や下水汚泥、食品汚泥、建設汚泥など、様々な種類がある。</p>
産業廃棄物	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮銚さい、⑯がれき類、⑰ばいじん、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳産業廃棄物を処分するために処理したものをいう。</p> <p>なお、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑯がれき類、⑰ばいじん、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体は、排出元や業種が限定されている。</p>
発生量	<p>事業場内等で生じた産業廃棄物量。</p>
有償物量	<p>発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。（他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む。）</p>
排出量	<p>発生量のうち、有償物量を除いた量。</p>
中間処理量	<p>脱水、焼却、破碎等により廃棄物を処理することで減量化、資源化等を行った量。</p>
最終処分量	<p>廃棄物を、中間処理したものも含めて、埋立処分した量。排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。</p>
再生利用量	<p>排出事業者又は処理業者等で再生利用された量。</p>
減量化量	<p>産業廃棄物のうち、排出事業者又は処理業者等の中間処理（脱水、焼却など）により減量された量。</p>

バイオマスの活用の推進に関する用語の定義

項 目	定 義
バイオマス	<p>生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。</p> <p>バイオマスの種類には1. 廃棄物系バイオマス、2. 未利用バイオマス、3. 資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等が挙げられ、未利用バイオマスとしては、稲わら・麦わら・林地残材等が、資源作物としては、さとうきびやトウモロコシなどが挙げられる。</p>
賦存量	<p>種々の制約条件を考慮せず論理的に求められる、潜在的なバイオマス資源の上限値であり、当該地域において1年間に発生するバイオマス資源量のこと。</p>
利用量	<p>バイオマス賦存量のうち、堆肥や飼料、バイオマスプラスチック等のマテリアル利用や、木質ペレット、バイオ燃料、発電等のエネルギー利用により、既に利用しているバイオマスのこと。</p>
利用率	<p>賦存量に対する利用量の占める割合のこと。</p>

その他の用語の定義

項 目	定 義
資源生産性	<p>資源生産性 = GDP ÷ 天然資源等投入量</p> <p>天然資源等投入量：国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量</p> <p>資源生産性：一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）</p> <p>各産業がより少ない天然資源で生産性を向上させているかや人々の生活がいかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標。（第四次循環型社会形成推進基本計画より）</p>

# 用語集

## [あ]

### 安定型最終処分場 . . . . . 51

性質が安定しており生活環境上の支障を及ぼす恐れが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみ）を対象とする処分場。

### 安定器 . . . . . 55, 56

本来不安定な放電現象を安定させるために、電源と放電ランプの間に接続して、主にランプ電流を既定値に制限する機器のこと。安定器は、ランプ電流をランプに合った値に制御するとともに、ランプの点灯に必要な開始電圧と、電極に適正な予熱電圧を供給する。

## [か]

### 拡大生産者責任 . . . . . 4, 5

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

### 管理型最終処分場 . . . . . 51

地下水等の汚染を防止するために、遮水構造及び水質浄化装置を持つ処分場。燃え殻や汚泥などの埋め立てを対象とするが、有害物質が基準を超えて含まれるものは対象としない。管理型処分場は、遮断型、安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物が対象。

### グリーン購入 . . . . . 109, 111, 138, 141

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）が施行された。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。幅広い主体が、それぞれの立場から、グリーン購入を進めていくことが期待されている。

### 群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン . . . . . 87, 113, 114

県内の一般廃棄物処理施設の整備（広域化）の基本方針となる計画。「群馬県総合計画」「群馬県環境基本計画 2016-2019」及び「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を上位計画とし、

厚生省通知に基づいて、平成 29 年 3 月に策定された。計画の期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間であり、環境省通知の内容を踏まえ、令和 8 年度中に、群馬県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画を新たに策定予定である。

地域の市町村が連携・協力し、計画的に施設整備を進めることができるよう、県全体として調和のとれた広域化を推進することを目的としている。

#### **小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)・・・57, 75, 106, 142**

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律であり、平成 24 年 8 月 10 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

#### **コンデンサー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54, 55, 56**

コンデンサー（蓄電器）とは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、あるいは位相を変化させるといった効果をもつ装置のこと。

### **[さ]**

#### **最終処分場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45, 46, 50, 51, 52, 53, 79, 82, 113**

廃棄物の埋め立て処分を行う施設をいう。最終処分場はその構造により、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場に区分される。（各用語参照）

#### **サーキュラーエコノミー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9, 10, 11, 13, 16, 86, 151**

資源を可能な限り長く使い続け、廃棄物や汚染を最小限に抑えながら、製品や素材の価値を最大限に活かす経済システム。従来の「生産→消費→廃棄」という一方向のリニアエコノミー（直線型経済）に代わる持続可能な経済モデルとして注目されている。

#### **サーマルリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50**

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後もサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先する。

ごみの材質を変えずにリサイクルするマテリアル（材料）リサイクルと比較して使われることが多い。

**持続可能な開発目標 (SDGs) . . . . . 2, 13, 63**

2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。①貧困②飢餓③保健④教育⑤ジェンダー⑥水・衛生⑦エネルギー⑧経済成長と雇用⑨インフラ・産業化・イノベーション⑩不平等⑪持続可能な都市⑫持続可能な生産と消費⑬気候変動⑭海洋資源⑮陸上資源⑯平和⑰実施手段という17の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標 (ゴール) が設定されている。

**自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) . . . . . 76**

自動車メーカーを含め自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことで、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うことを目的とした法律であり、平成14年7月12日に公布、平成17年1月から完全施行されている。

この法律では、自動車を使用済みとなった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストを引き取り、リサイクルなどを適正に行うことを事業者が義務付けたものである。

**遮断型最終処分場 . . . . . 51**

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥などの有害な産業廃棄物を埋め立てる最終処分場 (埋め立て処分場)。遮断型処分場は、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造となっている。

最終処分場は、埋立処分される廃棄物が環境に与える影響の度合により遮断型、安定型、管理型処分場の3種類に分けられるが、遮断型最終処分場はもっとも環境保全上厳重な構造になっている。

**循環型社会形成推進基本法 . . . . . 1, 4, 9, 129, 136**

循環型社会を形成するための国の政策、制度等に関する基本的指針を定めた基本法で、平成12年6月2日公布され、平成13年1月に完全施行された。事業者・国民の「排出者責任」を明確化し、また製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任 (EPR)」を一般原則として盛り込み、廃棄物の最終処分量を削減するため、①廃棄物の「発生抑制 (Reduce: リデュース)」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用 (Reuse: リユース)」、③使用済み製品を原材料として利用する「再生利用 (Recycle: リサイクル)」、④廃棄物を燃焼して得た熱を利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」の優先順位を定めている。

**食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律) . . . . . 77, 78, 124**

食品循環資源 (食品廃棄物等のうち有用なもの) の再生利用や、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量について定めた法律であり、平成12年6月7日に公布され、平成13年5月に完全施行された。法では、①事業者及び消費者の責務として、食品廃棄物の発生の抑制、再生利用による製品の利用促進、②食品関連事業者による食品廃棄物の発生の抑制、減量、再生利用、③食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取り組みを促進するための「登録再生利用事業者制度」、

「再生利用事業計画の認定制度」等の制度などが定められている。

また、平成13年5月30日に策定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、食品循環資源の再生利用等の手法の優先順位として、①生産・流通過程の工夫、消費のあり方の見直し等による食品廃棄物等の発生抑制、②食品循環資源については、できるだけ再生利用を進める、③脱水、乾燥等により食品廃棄物等の減量化を行う、④なお発生する廃棄物については適正な処分を行う、となっている。

**食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）・・・・・・・・・・2, 5, 11, 151**

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としており、令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行された。

[た]

**地域循環共生圏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9, 85, 86, 151**

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

**中間処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33, 40, 41, 47, 48, 50, 88**

最終処分をする前の処理過程全般であり、例えば収集した廃棄物を焼却、破碎、選別したりすることで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらには、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割などもある。

**特別管理産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47**

廃棄物処理法で、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」として区分している。廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB等）が該当する。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、処理業の許可も区分されている。そのため、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を持つ処理業者でなければ、特別管理産業廃棄物を取り扱うことができない。

**トランス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55, 56**

トランス（変圧器）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置のこと。

[は]

**廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 5, 7, 10, 48, 49, 52, 56, 57, 58, 79, 82, 116, 118, 119

廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理に努め、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

昭和 45 年に成立したこの法律は、その後頻繁に法改正され、規制が強化されている。

**バイオマス活用推進基本法**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2, 6, 12, 68, 151

バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的として、議員立法により、平成 21 年 6 月 12 日に公布され、同年 9 月 12 日に施行された法律である。

**PCB（Polychlorinated biphenyls:ポリ塩化ビフェニル）**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

無色粘性を有する油状の有機塩素系化合物。「カネミ油症事件」の原因となった物質。

耐熱、耐薬品性、絶縁性に優れており、コンデンサなどの絶縁体、熱媒体、印刷インキの添加剤などに使われていたが、昭和 45 年頃から魚介類などへの蓄積が問題となり、昭和 47 年、通商産業省（当時）の指導で生産が中止され、昭和 49 年に使用禁止となった。

**PCB廃棄物**・・ 54, 55, 116

PCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル（PCB）原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く）をいう。PCB廃棄物は、難分解性で人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることから、特別管理産業廃棄物に定められている。平成 13 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が定められ、事業者が保管している PCB 廃棄物は、自ら処分し、または、処分を他人に委託しなければならないことになっている。

なお、当初 PCB の処分期間は、平成 28 年 7 月までとされていたが、平成 24 年 12 月に PCB 特別措置法施行令の一部改正があり、最終的な PCB の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までと定められた。

**不法投棄**・・ 59, 60, 97, 102, 117, 139, 145, 146

廃棄物をみだりに投棄することをいう。廃棄物処理法では、廃棄物は排出者が自己処理（一般廃棄物の場合は市町村処理）するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

違反した場合、5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金が課せられる。また、法人が産業廃棄物を不法投棄した場合、当該従業員等の事業主である法人に対して最高 3 億円の罰金が課される。

フードバンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87, 99, 103, 122, 123, 151

食品の製造工程で発生する規格外品や流通段階でのロス商品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体。

#### [ま]

マテリアルリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44, 50, 108, 115

廃棄物を原料として再生利用（リサイクル）すること。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。

なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を科学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

無機性汚泥・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものうち、無機性のもの。

具体的には、めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットブラスト（さび落ししたものに限り）、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限り）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物等がある。

#### [や]

（ごみ処理手数料の）有料化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106, 141

市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などである。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律）・・72, 106, 142

家庭ごみなどの一般廃棄物の中で、容器・包装ごみが占める割合は、容積比で6割、重量比で2～3割にも達している。そこで、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集をする、事業者は一定の条件のもと分別収集された容器包装を再商品化する、という新しい役割分担によるリサイクルシステムを作り上げるために平成7年6月16日に公布され、同年12月15日から平成12年4月1日までに順次施行された。再商品化（リサイクル）の義務は、容器包装を利用した中身メーカー、容器包装を生産・販売した容器包装メーカーなどの事業者課せられる。平成9年4月から無色ガラスびん・茶色ガラスびん・その他ガラスびん・ペットボトルを分別収集及び再商品化の対象に、スチール缶・アルミ缶・飲料用紙パックは分別収集のみの対象として実施開始

された。平成 12 年 4 月から飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装を分別収集及び再商品化の対象化、段ボールを分別収集の対象に、平成 13 年 4 月からプラスチック製及び紙製容器包装の識別表示の義務化が実施されている。